

## ジャン＝ジャック・ルソーのレトリック (3) 『ダランベール氏への手紙』における保守派の論法(上)

越 森 彦

### 0. 序

#### 0.1. 忘れられた傑作 —— 『ダランベール氏への手紙』(1758)

ジャン＝ジャック・ルソーが世に出した作品の中には、紛う方なき傑作でありながら、現在では専門家にしか読まれなくなったものがある。『ダランベール氏への手紙』(以下、『手紙』と略記)はその典型であろう。その概要について、電子版ラルース百科事典は以下のようにまとめている。  
〔 〕内は越による補足)

[フランス啓蒙思想の親玉的存在であり、ジュネーヴで自分の劇作品を上演させたがっていた] ヴォルテールに気に入られようとして、[数学者でディドロと共に『百科全書』の編者だった] ダランベールが [ルソーの故郷] ジュネーヴでの劇場設立を推奨した『百科全書』の項目「ジュネーヴ」に対するジャン＝ジャック・ルソーの反駁書(1758年)。

ルソーの手紙は演劇の危険性を分析し、以下のように主張する。演劇が目指すのは、観客を教え諭すことではなく、楽しませることである。男女間の愛が過剰なまでに描かれるのもそのためだ。悲劇は極悪人か人間離れた主人公、あるいは恋に夢中の主人公 [といった模範的とは言いがたい人間たち] に興味を抱かせる。喜劇は、悪徳を愉快

で心地よいものにし、美德を物笑いの種にする。観劇によって人々は奢侈と無為を好むようになり、役者たちの放恣な生活に憧れる。ついには、ジュネーヴはその活力の源であった経済力と徳操を失ってしまうだろう<sup>1</sup>。

このように、ルソーにすればダランベールは宿敵ヴォルテールに使喚されたのであり、その提案（ジュネーブでの劇場設立）を叩き潰すためにあらゆる限りの知囊を絞り、反論のための論拠を捻出したのであった。本稿では、この『手紙』について、プラトンの『国家』にまで遡るといって西洋の演劇論、とりわけ演劇鑑賞の道德的効果を巡る「演劇論争」の歴史の上に位置付けることはしない。前作の『学問芸術論』と『人間不平等起源論』の部分的展開として『手紙』を解釈することも、後に発表された『新エロイズ』との関係において考察することもしない。あるいは、当時のフランスとジュネーブの政治的な対立または百科全書派とルソーの思想的な対立の影響を作品内に読みとることも、『手紙』において展開されている演劇論（悲劇またはラシーヌの批判、喜劇またはモリエールの批判、恋愛劇の批判、とりわけ「祝祭」の称揚）の中から一つのテーマを取り上げ、それを集中的に論じることもしない。あるいは、ルソーが展開した演劇論の政治的次元を解明することも、「スペクタクルの社会」に対する批判の書として『手紙』を読み解くこともしない。そうした研究はすでに、しかも十分に、なされている<sup>2</sup>。

1 Larousse. *Encyclopédie*, l'article « *Lettre à d'Alembert sur les spectacles* » (<https://www.larousse.fr/encyclopedie/oeuvre>) 2022年8月8日閲覧

2 政治的次元との連関を巡る研究だけでも以下のものがある。Patrick Coleman, *Rousseau's Political Imagination, Rule and Representation in the Lettre à d'Alembert*, Droz, 1984. / Melissa Butler (dir.), *Rousseau on Arts and Politics. Autour de la Lettre à d'Alembert*, Association nord-américaine des études Jean-Jacques Rousseau, *Pensée libre*, n° 6, 1997. / Blaise Bachofen et Bruno Bernard (dir.), *Rousseau, politique et esthétique. Sur la Lettre à d'Alembert*, ENS Éditions, 2011.

ただ、それだけではない。『手紙』に関する<sup>モノグラフィ</sup>個別研究はその内容からして、——とりわけフランス語圏の論文はその佶屈聱牙も災いしてか——一部のルソー研究者しか読まないのではないか。

『手紙』を語る際には、「時の出来事に想を得た作品」(ouvrage de circonstance)ということがよく言われる<sup>3</sup>。『手紙』の場合、作品が生まれる契機となった「時の出来事」とは、すでに述べたように、ジュネーヴにおける劇場設置案である。『手紙』の出版後もヴォルテールの劇場設置運動は続けられたが、反対派の抵抗は根強く、ジュネーヴで演劇の上演が許可されたのは1782年であった。ルソーもヴォルテールもすでに鬼籍に入ること4年である。この1782年をもって、『手紙』はその歴史的使命を終えた。

では、現代の、そして日本の、ルソー研究者でない読者が『手紙』を読むことにもはや意味はないのだろうか。『手紙』には二種類の邦訳が存在し、それらはともに1970年代後半に発表されている<sup>4</sup>。以来、『手紙』の新しい訳本は出ていない。その一方で、ルソーの代表作とされる『人間不平等起源論』や『社会契約論』は、「いま、息をしている言葉で」21世紀の日本に甦っている<sup>5</sup>。

『手紙』の今日の意義は何か。その答えを探る手段として、提喩的な観点から『手紙』を捉え直すことを提唱したい。提喩 (synecdoque) とは、「花見」の「花」で桜を指すように、類で種を表す文彩である。あるいは、逆に、「パン」で食べ物を指すように、種で類を表すこともある。(「人はパンのみにて生きるにあらず。’) いずれにせよ、提喩を支えるのは、「XはY

3 以下の校訂者による序文を参照。Léon Fontaine (Classiques Garnier, 1926, 2014), Michel Launay (Garnier-Flammarion, 1967), Jean Rousset (Gallimard, « la Bibliothèque de la Pléiade », 1995), Marc Buffat (Flammarion, 2003)。

4 今野一雄訳：『演劇について グランペールへの手紙』岩波文庫 1979年。/ 西川長夫訳：『演劇に関するグランペール氏への手紙』(『ルソー全集』第八巻) 白水社 1979年。

5 光文社古典新訳文庫所収の『人間不平等起源論』と『社会契約論』を参照。両書ともに中山元訳で2008年に刊行されている。さらに、前書については、2016年にも講談社学術文庫から坂倉裕次による新訳が誕生した。

の一種』であるという原理である<sup>6</sup>。これを『手紙』に当てはめれば、ジュネーブにおける劇場設置という問題（X）は、Yという何か別の、より大きな問題の一種であると考えられないだろうか。実は、そう考えたいくなる一文が『手紙』にはあるのだ。『手紙』の終盤でルソーはダランベールにこう呼びかけている。

あなたは少なくとも、ジュネーブ共和国のような小さな国家においては新しいものはすべて有害であり、緊急で重大な動機がなければ新しいことは決してすべきではないことはお認めくださるでしょう<sup>7</sup>。

ルソーは、ジュネーブに設置されるかもしれない劇場のことを「新しいもの」と言い換えている。類で種を表す提喩である。この引用文が作品の終盤に位置しているのは偶然ではない。ルソーはそれまで、道徳的な気風の頹廃や税金の増額といった、劇場設置がもたらす弊害を糾弾してきた。しかし、議論の終局では、非難の矛先が劇場という個別の具体物から「新しいもの」という包括的な概念に転じている。糾弾されるべき対象は演劇であろうがなかろうと、もはやそれは関係なくなっている。「新しいもの」はすべて受け入れられない。これがルソーの本音だったのかもしれない<sup>8</sup>。

6 ここで述べた提喩の概念については以下を参照。野内良三：『レトリック辞典』国書刊行会（1998年）2005年 p. 200-219。（項目「提喩」）

7 Jean-Jacques Rousseau, *Lettre à d'Alembert*, dans *Œuvres complètes* t. V, 1995, Gallimard. « la Bibliothèque de la Pléiade », édition publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond (1959-1995, 5 vol.), p. 113. 以下、ルソーとダランベールの文章についてはこの版を典拠とし、OC V, p. 113.のように記す。フランス語を引用する場合、綴りは現代のものに直す。なお、訳文はすべて筆者による。

8 「あなたは少なくとも…」で始まる引用箇所について、プレイヤード版の注釈者はルソーが晩年に記した『ポーランド統治論』（1782）の次のような言葉を引いている。「現状のままに事態を放っておくべきだと申し上げたいではありません。ただ、現状に手を加えるのであれば用心の上にも用心すべきだと申し上げているのです。」このような言明にも *statu quo*（以前の状態、現状）を好むルソーの心意が表れていないだろうか。

それはともかく、「新しいもの」という概念は多くの外延的意味を含んでいる。そこに含まれる要素は「演劇」だけではない。18世紀のジュネーブを例に取れば、フランスの社交空間を代表するサロンやカフェも「新しいもの」である。ルソーによれば、そうであるがゆえに、サロンもカフェも「有害」であり導入すべきではないということになる。つまり、『手紙』は、「演劇」という個別的具象を超えて、「新しいもの」全般に反対しているのだ。原語のフランス語では「新しいもの」と訳した語は« innovation »<sup>イノヴァスィオン</sup>であり、いわゆる「イノベーション」である<sup>9</sup>。イノベーション（新しい事・物の導入、革新、刷新、技術革新、新機軸、新制度）に対する不信感、そして反抗。これが『手紙』という作品の本質であり、ここに『手紙』の現代的意義があるのではないか。

新しい施設、設備、制度、習慣、風習、考え方の導入に反対し、ルソーのように旧来の伝統を重んじ守ってこうとする人々を保守派と呼ぶことにしよう。もちろん、守株の愚を嗤う向きもあるだろう。しかし、善かれと思ってしたことがかえってあだになったことはないだろうか。「新しいもの」を取り入れた結果、かえって事態が悪化してしまった事例は後を絶たない。「コブラ効果」(cobra effect)という言葉があるぐらいである<sup>10</sup>。すべての「新しいもの」には価値があると信じている無邪気な進歩主義者で

---

9 これは私のanachronisme（時代考証の誤り、時代錯誤）ではない。1762年版の『アカデミー・フランセーズ辞典』は« innovation »という語を以下のように定義している。「ある習慣、慣例、行為に何か新しいものを導入すること。」なお、挙げられている例文は、「少しのinnovationもしてはいけない。」や「あらゆるinnovationsは危険である。」といったものである。さすがは保守派の牙城アカデミー・フランセーズと言うべきか。

10 コブラ効果:「問題を解決しようとしたのに、問題を悪化させてしまうこと。【語源】イギリスがインドを植民地化していた時代に、毒を持つコブラに悩まされていたイギリス政府は、コブラを殺して死骸を持参した者に報奨金を与える施策を実施した。ところが、報奨金目当てにコブラを飼育する者が現れたので、この施策を廃止したところ、コブラの飼育者は金にならないコブラを解き放ち、結果的にコブラの数は増えてしまった。」(「英辞郎 on the WEB Pro」<https://eowp.alc.co.jp/search?q=cobra+effect> 項目「cobra effect」2022年9月13日参照)

もないかぎり、保守の旗をかかげ、イノベーションに反対すべき時は誰にでもある。そのような時、『手紙』は、自説を主張するための手掛かりを与えてくれる。「新しいもの」の導入を提案する陣営と論戦になったとしよう。論戦を見守っている聴衆の心に論敵の軽拳妄動を印象づけるためにはどうしたらよいか。どのような議論を、どのようにして展開すればよいのか。『手紙』はそのことを教えてくれる。

## 0.2. 先行研究(?) —— 『反動のレトリック』(アルバート・O・ハーシュマン)

「新しいもの」の導入に反対する保守的な言説の分析と言えば、開発経済学者の泰斗として名を馳せたハーシュマン (Albert O. Hirschman) が76歳の時に発表した『反動のレトリック』(*The Rhetoric of Reaction, Perversity, Futility, Jeopardy*, 1991) を無視するわけにはいかない。本書の邦訳が出版されたのは、原著の発刊から6年後の1997年であった<sup>11</sup>。その「帯文」にはこう書かれている。

フランス革命以来、進歩対保守という政治的対立構図の中でさまざまな改革・改良に対してなされてきた反対の論拠を三つの基本的なテーゼに分類し、そのレトリックの同型性を鮮やかに浮き彫りにして党派的思考の今日に至る不毛性をあばく。

この簡にして要を得た紹介文にあえて一言付け加えれば、文中にある「さまざまな改革・改良」とは、フランス革命 (18世紀)、普通選挙制度の導入 (19世紀)、福祉国家の台頭 (20世紀) という三つの歴史的局面における社会改革運動を指している。ハーシュマンによれば、それぞれの運動に

---

11 アルバート・O・ハーシュマン (岩崎稔訳):『反動のレトリック 逆転, 無益, 危険性』法政大学出版局 1997年。

つき、その推進を妨げるための「三つの基本的なテーゼ」が唱えられたという。

- ① 逆転テーゼ：意図された行為は、有害な帰結を生む。
- ② 無益テーゼ：意図された行為は、社会秩序の恒常的な構造的特性（「法則」）を変革しようと試みている。したがって、全体として無効で無益なことにならざるをえない。
- ③ 危険性テーゼ：新しい改革は、古い改革を危険に陥れるだろう<sup>12</sup>。

煎じ詰めれば、改革を逆流させようとする反動的言説は、〈藪蛇になる！〉・〈骨折り損のくたびれ儲けになる！〉・〈元の木阿弥になる！〉のどれか一つの「基本的な論証」(basic argument)に還元される。ハーシュマン自身によれば、『反動のレトリック』を書き始めた「基本的な意図」は、「基本的な論証がつねに反復されていることを跡づけて、本書で見た標準的な「反動的」論証は、たいてい間違っているという仮説に裏付けを与え<sup>13</sup>」ることにあつたという。「跡づける」(demonstration)と本人が述べているように、ハーシュマンにとって肝心なのは、確かめることであつた。つまり、時代や文化的コンクストの変遷にもかかわらず反動的言説において同一の「論証形式」(argument)ないしは「テーゼ」(thesis)が「反復」されていることを確かめることであつた。それはつまり、この確認作業さえできていれば、『反動のレトリック』という書名にもかかわらず、作品のレクチュール・レトリック修辞学的読解は不要となることを意味する。たとえば、選挙権の拡大を非難したル・ボン (Gustave Le Bon) は「逆転テーゼ」に訴えたとして、ハーシュマンは以下のように論じている。

ル・ボンの基本的な論証構造をなすのは、経済学者には合成の誤謬

---

12 同書 p. 188.

13 同書 p. 187.

fallacy of compositionとして知られているやり方で、常識的な理解を攻撃することである。つまり、個人に適合する命題が、必然的にその個人が属する集団にとっても真理であると言うわけではなく、ましてそれは群衆に対しては妥当しないということである。「伝染」「汚染」「催眠状態」といった当時最新の医学的発見に影響されながら（中略）、ル・ボンは自分の理論を個人と群衆との先鋭な二項対立のうえに基礎づけた。個人は合理的であり、可能な条件のもとでは繊細で慎重である。それに対して群衆は、非合理的で、たやすく動揺し、深く考量することができず、見境のない熱狂に左右される。（中略）ル・ボンがかれらを、危険なまでに熱狂的でありながら、いっそう下等な生命形態であると見なしたことは否定できない。「群衆は、理性的推論においてはすこしも見るところがないだけに、反対に容易に行動に走りがちである」。こうした行動は通常は、「犯罪的群衆」のアノミー的爆発という形式をとるか、デマゴグ的人物（中略）によって導かれた熱狂的で催眠術にかかったような大衆運動という形式をとるかのどちらかである<sup>14</sup>。

ここには、「跡付け」はあっても、分析がない。これを読めば、ル・ボンが<何を>主張したのかはよく分かる。しかし、それを<どのよう>主張したのかは分からない。つまり、「普通選挙権や民主主義一般の前進に対する反動と考えられるいくつかの政治的観念のなかで、もっとも成功し影響力をもったもののひとつ<sup>15</sup>」であるという『群集心理』の作者が自説を展開するにあたって、具体的にどのような言葉を<どのよう>にして自らの議論の武器としたのか。それが分からない。たしかに、ル・ボンの

---

14 同書 p. 27-28.

15 同書 p. 27.

用いた言葉として「伝染」・「汚染」・「催眠状態」といった名詞が引用されてはいる。しかし、それらの「当時最新の医学的発見」を取り込むことで、ル・ボンが自らの言説に説得力を与えることに成功した理由は不明である。「当時最新」の知見を盛り込んだからといって、すべての言説が必ずしも説得力を獲得するわけではない。逆に、浅薄な知識をふりまわすだけの新奇をてらう著者という悪印象を読者にもたらし、エートス（信頼に足る自己像）を自損する可能性もある。そうならないように言葉遣いに工夫を凝らす。レトリックの役割はそこにある。

しかし、『反動のレトリック』にはレトリックの分析が見られない。少なくとも、ハーシュマンの言う「レトリック」は、アリストテレスが体系化しようとした本来のレトリックの一部分を指しているにすぎない。「論拠やレトリックの形式的類型<sup>16</sup>」(formal types of argument or rhetoric) という言葉遣いが端的に示しているように、ハーシュマンにとっての「レトリック」は、日本語では文脈に応じて「論拠」・「論証（類型）」・「議論」などと訳されるargumentと同義である。さらに、この場合のargumentは、thesis（テーゼ）とも同義である。「反動のレトリック」とは、反動のために見出された論拠であり、反動のために立てられた命題のことなのである。さらに付け加えれば、反動のトポス（議論の内容を見つけるための「場所」、議論の型）と言ってもよい。

そのような限定された意味で「レトリック」という語を解釈するならば、ハーシュマンの「跡付け」は見事としか言いようがない。なるほど、時代や文化的コンテクストに関係なく、反動的主張を掲げる者は必ずといっていいほど、「逆転」・「無益」・「危険性」という三つのテーゼのどれかに頼ることになるのである。実際、『手紙』のなかでルソーもこれらのテーゼを議論の文脈に応じて使い分けている。「危険性テーゼ」を例にすれば、「提

16 同書 p. 7. 下線は筆者による。

案されている変革は、たとえそれ自体は望ましいかもしれないが、とても受け入れることができない代償や帰結を含んでいる」というこの「テーゼ」を劇場設立に反対するためにルソーも用いている。問題は、その事実自体ではなく、その「テーゼ」をくどのように展開したのかという点である。つまり、問題はルソーの用いたレトリックなのだ。

アリストテレスは『弁論術』でレトリックを何と定義していただろうか。「どんな問題でもそのそれぞれについて可能な説得の方法を見つけ出す能力<sup>17</sup>」である。この「可能な説得の方法」の実例が『手紙』には満ち溢れている。ルソーの用いた数多くの「説得の方法」の中から、現代の我々にとって利用できるものを「発見」できないだろうか。類似している「説得の方法」を集め、組分けし、保守派の論法としてまとめ上げ、読者に提示したい。

### 0.3. 本稿の構成

『手紙』で展開されている演劇反対論（そしてイノベーション反対論）の内容は多岐に渡っており、しかも、ルソー自身が認めているように複数の長い「脱線」が差し挟まれているため、議論の道筋をたどるのは極めて困難である。議論をその内容によって分類しようとする、あまりに多くの種々雑多な分類項目を作るはめになる。しかし、議論の型式に着目すれば、ダランベールに対するルソーの反論は以下の三種類に大別できるだろう。

- ① 論証型反論…対論者の論証に弱点を見出し、そこを攻める。
- ② 主張型反論…対論者の意見と反対の意見を主張する。
- ③ 対人論法による反論…対論者の人格を攻撃する。

『手紙』における「対論者」は、直接的にはダランベールであり、間接

17 アリストテレス（戸塚七郎訳）：『弁論術』岩波文庫（1992年）1995年 p. 31.

的にはヴォルテールである。これら三種類の反論について、それぞれの内容（ルソーが伝えようとしていること）をまず確認し、そこで用いられている文彩と論法についてその説得的効果を検証する。前稿に続き、本稿もレクチュール・レトリック修辞学的読解の実践である<sup>18</sup>。

## 1. 論証型反論

前稿で詳述したように、修辞学者の香西秀信の造語である「論証型反論」とは「相手の主張を支える論証を切り崩す<sup>19</sup>」ことから成る反論である。つまり、相手は何かを主張したら、それが間違った推論によって導かれていたり、その前提に誤りが含まれていたりすることを明らかにする。それに対し、「主張型反論」は「相手の主張と反対の主張を論証する」ことから成る。たとえば、相手は何かが起こったと主張したとしよう。こちらは、それは起こらなかったと主張し、その判断が真であることを論証するのである。

両者の違いは、独立性の有無とも言える。論証型反論は相手の意見を必要とする。相手が何も意見を述べていないのに、「その推論は間違っている」と主張することはできない。一方、主張型反論は相手の意見を必ずしも必要としない。相手の意見が存在しなかったとしても、一つの意見として成り立つ。独立している。先の例で言えば、相手が何も意見を述べていなかったとしても、「それは起こらなかった」と主張することはできる。あるいは、相手の意見の内容がどうであれ、「それは起こらなかった」と主張することはできる。ただし、自分の意見をいくら論証してみたところで、相手の意見を否定することにはならない。つまり、議論にならない。真の意味で

---

18 修辞学的読解の着眼点と目的については前稿を参照していただければ幸いである。越森彦：「ジャン＝ジャック・ルソーのレトリック (2) 『ボルド氏への最後の回答』における水掛け論批判」『白百合女子大学研究紀要』第57号 2021年 p.65-87.

19 香西秀信：『反論の技術 その意義と訓練方法』明治図書（1995年）2019年 p. 10.

反論の名に値するのは、論証型反論である。

以上が二つの反論形式の特徴である<sup>20</sup>。本稿では、最初に、「論証型反論」を取り上げる。つまり、『百科全書』の項目「ジュネーブ」に書かれた言葉をルソーが（明示的であれそうでないにせよ）引用したり、（自分の論旨の都合のいいように）言い換えたりしながら、ダランベールの意見そのものに対して反論している箇所を分析の対象とする。

『百科全書』の第七巻に収録されている項目「ジュネーブ」は全42段から成り立っており、ルソーに「反論したいという気持ち」（『告白』第10巻）を起こさせたという演劇設置案は第23段に位置する。この案は、以下の四つの論点を議論の対象としている。

論点1. 法律による役者の取り締まり

論点2. 劇場設置による文化水準の向上

論点3. 劇場設置による文明国の仲間入り

論点4. 劇場設置による国際的名誉の獲得

以下、これらの論点の順番に従って考察を進める。なお、紙幅の関係上、本稿では論点1のみを取り上げ、論点2～4および主張型反論と対人論法による反論については次稿で論じる。

## 1.1. 論点1：法律による役者の取り締まり

### 1.1.1. ダランベールによる論点のすり替え

ダランベールは、項目「ジュネーブ」での演劇に関する記述（第23段）を次のように始めている。

---

20 なお、論証型反論はアリストテレスの言う「アンティシユロギスモス」に、主張型反論は「エンスタシス」に相当する。それぞれの訳語が前者については「反対の結論を出すこと」・「抗議」・「反対推論」、後者については「反対の推論」・「異論」というように複数あるのみならず、「これでは何のことか分からない」ので香西が革命前ロシアの論理学者C・ポバルニンが使用している用語に多少の変更を加えて「論証型反論」・「主張型反論」と命名した次第である。Cf. 同書 p. 10-11.

ジュネーヴでは芝居は許されていない。それは演劇そのものに反対しているからではない。そうではなく、派手な服装への好み、遊蕩と放縦な生活への好みを役者たちの一団が若者たちの間に広めることを恐れている、とのことである。しかし、役者たちの品行についての厳しい法律を確実に実施することによって、そういう不都合に対処するのではなかろうか。(OC V, p. 4.)

「ジュネーヴでは芝居は許されていない。」という事実確認の一文によってダランベールは議論を始めている。その内容に問題はない。まったくそのとおりである。1617年の奢侈禁止令は演劇を禁じている<sup>21</sup>。問題は、その後続く一文である。「それは演劇そのものに反対しているからではない。」とダランベールは早々と宣告している。つまり、ダランベールによれば、「演劇そのもの」には非難の対象となるような性質は含まれていないことになる。しかし、それこそが争いの的だったのである。つまり、「演劇そのもの」すなわち演劇という舞台芸術それ自体の価値、とりわけ道徳的価値こそが当時はまさに問われるべき問題だったのである。

演劇には道徳的価値があるのかないのか。演劇はそれを観た人間の心を矯正するのか墮落させるのか。こうした問題は、現代の我々にはほとんどナンセンスに思える。しかし、17世紀のフランスにおいてはニコルやボシュエのような碩学大儒が大真面目に口角泡を飛ばしていたのであり、18世紀になっても未解決のままであった。それを、ダランベールは、あたかもすでに問題が解決済みであるかのように、いや、そもそも問題そのものがなかったかのように記述している。論点の隠滅である。

それだけではない。ダランベールは巧みに論点をすり替え、変形し、矮小化している。「そうではなく、派手な服装への好み、遊蕩と放縦な生活

21 前掲書(『ルソー全集』(第八巻)の西川長夫による「解説」) p. 555.

への好みを役者たちの一団が若者たちの間に広めることを恐れている、とのことである。」という一文がそれである。論点は、「そうではなく」(mais)の一語が端的に示すように、演劇の道徳的価値から「役者たちの一団」のそれへとすり替えられている。演劇全体の問題から、演劇を構成する一要素の問題に変形されている。問題の規模が縮小されている。矮小化されている。

この矮小化は、ダランベールが求める結論（劇場設立）へと議論を向かわせるための準備作業となっている。それが完了した時点で、ダランベールはこう切り出す。「しかし、役者たちの品行についての厳しい法律を確実に実施することによって、そういう不都合に対処しうるのではなからうか。」ダランベールは問題を小さくし、問題を解決しやすいものにしたうえで、具体的な解決策（法律による役者たちの取り締まり）を提案してみせるのだ。

### 1.1.2. ルソーの質問

ダランベールによる論点のすり替えと矮小化をルソーは見逃さない。「しかし、役者を取り締まる手段があるとあなたは仰いますが、それはどんなものでしょうか。」(OC V, p.60)と質問を投げかけている。このように質問で反論を始めることには二つのメリットがある。一つは、エートス（信頼に足る自己像）の構築である。劇場設立案がどれほど腹立たしいものであったにせよ、頭ごなしに怒鳴りつけるような書きぶりは自損行為でしかない。いきなり論難を浴びせれば、短慮性急の印象を読者に与えかねない。それは、自らのエートスを自ら傷つけることになる。しかし、「～とあなたは仰います」と相手の発言をそのまま繰り返した上で、「それはどんなものでしょうか」と問うことは性急な判断を避けることであり、論者の思慮深さを読者に印象づける。アリストテレスによれば、思慮深さは、「徳(道

義的優秀性)」と「(聴衆に対する) 好意」と並んで弁論者が聴衆の信頼を得るうえで最も大切な要素であった<sup>22</sup>。

自己の意見を表明するわけでもなく、相手の誤りを非難するわけでもなく、質問で反論を始めることの二つ目のメリットは自己の都合のいいように議論を開始できることである。そもそも、古代ローマの弁論家クインティリアヌスによれば、質問には二種類ある(が区別なく用いられている)。

- ① ペルコンターリー (percontari)…不明な点を明確にするために問い合わせること
- ② インテルロガーレ (interrogare)…何かを立証するために問い質すこと

(『弁論家の教育』第9巻第2章「考えの文彩」第6節)

ペルコンターリーは、言わば普通の質問であり、相手から情報を引き出すことを目的としている。クインティリアヌスは、「だがあなたがたはいったい誰か。また、どこの岸からやってきたのか<sup>23</sup>。」という例を挙げている。一方、インテルロガーレの目的は、物事を知るのではなく、相手を攻め立てることである。クインティリアヌスが例の一つとして挙げるのは、「いったいどこまで、カティリナよ、おまえはわれわれの忍耐を悪用するつもりなのか<sup>24</sup>。」というキケロによる弾劾演説である。この例からも分かるように、インテルロガーレとは修辞疑問 (*interrogatio*) を指す。つまり、ペルコンターリーのように答えが分からないから相手に問うのではない。すでに自分も相手も答えは分かっているのだが、その答えが第三者である読者や聴衆の目にはっきりと映し出されることを狙って、あえて問うのである。「おまえはわれわれの忍耐を長いこと悪用している。」と言うよりも、

22 アリストテレス 前掲書 p.159-160.

23 ウェルギリウス『アエネイス』第1歌369行。クインティリアヌス(森谷宇一・戸高和弘・伊達立晶・吉田俊一郎訳):『弁論家の教育』(4)京都大学学術出版会 2016年 p. 24.

24 キケロ『カティリナ弾劾』第1演説1。同書 p. 24.

「いったいどこまで、カティリナよ、おまえはわれわれの忍耐を悪用するつもりなのか。」と言ったほうが、聴衆にはより「熱烈」に訴えかけるだろう。

インテルロガーレ(修辞疑問)の目的(何のために問うのか)として、クインティリアヌスは以下の六つを具体例とともに指摘している。

- ① 憎しみの表現のため
- ② 同情の念を喚起するため
- ③ 相手に知らぬふりを決め込ませないため
- ④ 不快感を表すため
- ⑤ 驚きを表すため
- ⑥ 命令をするため

網羅的かつ具体的で、クインティリアヌスの指摘は賛嘆措く能わざるものがある。ただ、よく見ると一つだけ他とは性質の異なるものがリストアップされている。それは、③の「相手に知らぬふりを決め込ませないため」である。他はすべて論者の感情に関わっているのに、これだけは対論者の態度に関わっている<sup>25</sup>。この点について、クインティリアヌスの分類に若干の修正を加え、以下のように整理しておきたい。

- ① ペルコンターリー＝通常の意味での質問(分からないことを聞く)
- ② インテルロガーレ＝修辞疑問(分かっていることをあえて聞く)＝議論のための質問

目的1：自己の感情(憎しみ、同情の念、不快感、驚き、願望)をより強く表す。

目的2：相手に知らぬふりを決め込ませないようにする。

さて、ルソーに戻れば、「しかし、役者を取り締まる手段があるとあな

25 ⑥の「命令」も種類を異にするように見えるが、「命令」は相手に何かをしてもらいたいという感情の表れと解することができる。

たは仰いますが、それはどんなものでしょうか。」という問いがペルコンターリーでないことは明らかである。なぜなら、この問いの直後で、「厳しくて確実に執行される法律。」とルソー自身が自らの問いにぶっきら棒に答えているからである。では、なぜ、答えの分かっていることをわざわざ質問してみせるのか。自分で問い、自分で答えるという芝居がかった振る舞いをする理由はなにか。それは、クインティリアヌスの指摘するように、自分の感情（ここでは憤慨）を表すと同時に、論敵であるグランベールに「知らぬふりを決め込ませない」ためである。役者を取り締まる手段として、「厳しくて確実に執行される法律」を提案したことをグランベールに自覚させる。さらに、読者に対して、グランベールがそのような提案をしたことを喚起する。これがルソーによる質問の狙いである。

しかし、この入念な確認作業の狙いは那邊にあるのか。それは、次の文で明らかになる。

少なくとも、それは次の二つを認めることです。まず、役者というものは取り締まりが必要だということ。そして、そのための手段は容易ならざるものだけということです。(OC V, p.60)

「少なくとも、それは次の二つを認めることです。」という一文が示すように、修辞疑問による自問自答は、その後続く弁難のための証拠固めだったのだ。この証拠固めは「逆手論法」をより効果的に使用するためであった。「逆手論法」(rétorsion)とは、逆証明による反論方法である。相手の主張や論理を反転させ、その矛盾や弱点あるいは「不都合な真実」を裏側からあぶり出す。相手の意見内容そのものを逆手に取って反論する以上は、当然のことながら、相手がその意見を述べたという事実およびその意見の内容をまずは読者の目の前でよく確認しておく必要がある。そのためにイ

ンテルロガーレ（修辞疑問）が必要だったのである。

「新しいレトリック」の提唱者として知られるカイク・ペレルマンは、逆手論法を「規則の自食性（autophagie）を示すことによって規則を攻撃する議論<sup>26</sup>」と定義している。ここで言う「規則の自食性」とは、「一つの規則の主張が、その主張ないし応用の条件や帰結と両立しないことから出てくる不両立」を指す。その「コミカルな例」として、ペレルマンは以下のようなエピソードを紹介している。

地方の劇場で観衆がラ・マルセイエーズを合唱しようと立ち上がった時、一人の警官が舞台上がって、プログラムに出ていないことはすべて禁止されている、と告げた。観衆の一人がさえぎって「それじゃああなたはどうか。あなたのことがプログラムに出ているのか」と聞いた<sup>27</sup>。

この「観衆の一人」がまさにそうしたように、逆手論法は相手（の意見）を滑稽化する。そこに議論術としての強みがある。「滑稽は殺す。」（Le ridicule tue.）という箴言が示すように、議論の場において聴衆の失笑を買うことは弁論家にとって死を意味する。ルソーに攻撃されたダランベールも同じである。ダランベールは、若者の精神が懦弱に流れるのが心配ならば法律で役者を取り締まればよいと大見得を切ってみせた。しかし、この提案は、冷静に考えてみれば、滑稽である。なぜなら、法律で取り締まる必要があるというそのこと自体が役者というもののいかにわしさを証明してしまっているからである。役者がその本来的な性行からして品行方正

---

26 カイク・ペレルマン（三輪正訳）：『説得の論理学 新しいレトリック』理想社 1980年 p.94.

27 同書 p.94.

であるならば、取り締まりのための法律など最初から作らなくてもよいのである。ダランベールはそのことに無頓着である。しかも、この高名な数学者によれば、その法律はただの法律ではなく、「厳しい」うえに「確実に執行される」必要があるという。それは取りも直さず、役者がそれだけ危険な存在であるということだ。

以上、くどくどしく説明したが、ルソー自身は役者がいかにわしいとも危険であるとも述べていない。役者には取り締まりが必要であり、それが難しいことを指摘するに留めている。「だから役者というものは…」という結論づけは一切していない。自分の指摘から結論を導き出す役割は読者に委ねている。人は他人が導いた結論を疑うことはあっても、自分で導き出した結論を自ら疑うことはなかなかしようとししない。この人間心理を利用しているのだ。

### 1.1.3. ルソーのピンポイント攻撃

ルソーは攻撃の手を緩めない。ダランベールは、「役者たちの品行についての厳しい法律を確実に実施することによって、そういう不都合に対処しうるのではなかろうか。」と述べていた。「厳しい法律を確実に実施することによって」と訳出した箇所は、「*par des lois sévères et bien exécutés*」(OC V p. 4)であり、フランス語を日本語に単純に置き換えれば、「厳しい、そして確実に執行される法律によって」となる。つまり、「～によって」(par)以下は、一つの名詞 (lois) を二つの形容詞 (sévères, exécutés) が修飾することで一つの名詞グループ (des lois sévères et bien exécutés) を形成している。しかし、ダランベールに鉄槌を下すためにルソーはそれを切り分ける。

厳しい法律？ 第一の法律は、厳しい法律などそもそも認めないとい

う法律です。この第一の法律が破られるなら、他の法律をいくら厳しくしても無駄なのです。(OC V, p.60)

「厳しい、そして確実に執行される法律」という名詞グループのうち、その前半部分である「厳しい(法律)」だけをまずは取り上げ、そこに批判的言辞を集中投下している。ピンポイント攻撃である。

その内容は熾烈を極める。まず、「厳しい法律？」という言い回しからして毒を含んでいる。疑問符は付いているが、もちろん、これは普通の意味での質問(ペルコンターリー)ではない。「厳しい法律？」だけでは、何を尋ねているのかがそもそも分からない。修辞疑問(インテルロガーレ)の一種であるが、その狙いは自分の言いたいことを強調することではない。これは、読者に自分の呆れかえった表情を見せるための問いである。相手の発言(のごく一部だけ)を取り上げ、それをそのまま反復し、疑問符だけを付けて相手に突き返す。このように極度に簡略化された疑問文が口を衝いて出る状況とはどのようなものであろうか。それは、こちらが思わず耳を疑うほどの、理非を判定するのも馬鹿馬鹿しくなるようなことを相手が述べたときであらう。さも呆れかえったかのように、「厳しい法律？」とルソーは問いを投げかけてみせる。芝居染みた言い方ではある。しかし、ダランベールの発言が沙汰の限りであることを読者にほめめかす効果はある。

「厳しい法律？」に続く文章も負けず劣らず辛辣である。訳文では、「第一の法律は～という法律です」と回りくどくなってしまったが、原文では簡潔に「第一のものは～です」(la première est de…)となっている。この場合の「第一」とは単に「順番の一番初め」ということだけではない。「最も優れていること」や「最も重要であること」という暗示的意味(connotation)を含んでいる。最初に作られた法律、そうであるがゆえに

最も優れた、最も重要な法律は何か。それは、「厳しい法律などそもそも認めないという法律です」とルソーは喝破する。人が法律を守るのは、それが厳しいからではない。それを守ることに自分自身が同意したからでなければならぬ。これがルソーの考え方である。つまり、罰則が怖いから遵守するのではない。その法律の必要性に納得し、その遵守の重要性を得心しているから人は法律を守るのである。法律の遵守は自発的行為であり、外部からの強制であってはならない。そうであるならば、「第一の」法律は当然のことながら、それを遵守することに拘束感が伴うような「厳しい」法律の制定を禁じるものとなる。これが破られ、「厳しい」法律が次々に制定されるようになれば、その時、法律は抑圧のための装置と化し、それから逃れようとする者が続出するであろう。遵法精神が内面化されていない限り、法律をいくらか厳しくしたところで脱法者は必ず出る。だから、「厳しい」法律を追加するというダランベールの提案は、ルソーの言葉を借りれば、「無駄」なのである。

その言外の意味を汲み取ってルソーの文章が言わんとするところを敷衍して述べれば、およそ以上になるだろう。次に、説得の技法を見てみよう。要は、前述したように、「第一のものは～です」という言い回しにある。これは、「定義を理由にして主張の正当化をはかろうとする<sup>28</sup>」論法すなわち定義論法（argument par la définition）の一種と言えよう。ダランベールは法律を厳しくすれば問題は解決すると主張する。それに対してルソーは「第一の」法律とは何かという、より根源的な問題に議論を掘り下げる。そして、「第一の」法律は、「厳しい法律などそもそも認めない」という法律であると法律の本質を定義する。つまり、数ある法律の中でも「第一のもの」がそれを制定し遵守する者の自発的行為の結果である以上、それに続く他の法律を含め、すべての法律は自発的行為の結果であり、故

28 足立幸男：『議論の論理 民主主義と議論』木鐸社（1984年）1997年 p. 128.

に外部からの強制を前提とする「厳しさ」は不要であり「無駄」であると反論している。つまり、法律というものはその本来の姿においては自発的な行為の結果であると定義し、それを「理由にして主張の正当化をはかろうと」しているのである。

ルソーのピンポイント攻撃は止まらない。次の標的は、「厳しい、そして確実に執行される法律」の後半部分である。

確実に執行される法律？問題は、それが可能かどうかということである。法律の力には限度があります。また、法律が抑制する悪習の力にも限度 (mesure) があります。この二つの力の強さを比べてみて、法律の力が悪習の力に優ることを確認できたとすれば、法律を確実に執行することは可能でしょう。法を制定する者にとって、法律と悪習の力関係を知ることは真に学ぶべき事柄です。というのも、悪弊が生じるたびに、それに対処するための勅令や規則を矢継ぎ早に公布したとしましょう。そうした勅令や規則は素晴らしいものに見えるかもしれませんが、ほとんどは焼け石に水でしょう。これをやりなさいという指示 (indication) にはなっても、それを実行するための手段 (moyen) にはならないからです。(OC V, p.60)

何らかのめんどろな事柄について、何らかの解決策が提案されたとしても。それに異を挟むために、そんなことは実行不可能だと主張することは誰でも思いつく。問題は、それをどう説得するかである。ルソーの場合、これを三段階に分けて行っている。

第一段階：提案された解決策（例：法律の執行）だけでなく、その解決策が対処しようとしている問題（例：悪習）についても、その「力」には「限度」があると指摘する。

第二段階：解決策とそれが対処しようとしている問題のうち、どちらの「力」が強いかを比較検討しようと提案する。

第三段階：解決策よりも、それが対処しようとしている問題の「力」のほうが圧倒的に強いと論じる。あるいは、そのように仄めかす。

対論者が提案した解決策について、その効力には「限度」があると反論するだけでは論争家として未熟である。解決策が対処しようとする問題についても同様の「限度」があるとした点にルソーの老獪さが表れている。法律の力には限度がある。そして、法律が取り締まろうとしている悪徳の力にも限度がある。だから、両者の力を称量してみようと言うのである。まずは比較考量してみよう。初めから一方的に決めつけるのではなく。いかにも公平無私な態度ではないか。

しかし、これはあくまでポーズである。「法律と悪習の力関係を知ることは真に学ぶべき事柄です。」ともっともらしく述べているが、ルソーの結論は端から決まっている。法律に悪徳を取り締まる力などないのである。結論ありきの議論である。そうでなければ、「悪弊が生じるたびに、それに対処するための勅令や規則を矢継ぎ早に公布したとしましょう。そうした勅令や規則は素晴らしいものに見えるかもしれませんが、ほとんどは焼け石に水でしょう。」などと法律の無力についてこれだけ念入りな指摘をするわけがない。もし、法律と悪徳の「力関係」が未知であり、それを見極めることが「真に学ぶべき事柄」であるならば、法律の無力だけでなく、悪徳の無力すなわち悪徳が心配されているほどには危険をもたらさない可能性もある点も指摘しなければならない。そうでなければ、片手落ちというものだろう。

「法律と悪習の力関係を知ることは真に学ぶべき事柄です。」とルソーは言う。しかし、結論はすでに出ており、悪習に対し法律は無力であるという結論へと読者を導こうとしていることは末尾の一文も示している。ル

ソーは言う。「(グランベールが提案しているような法律は) これをやりなさいという指示 (indication) にはなっても、それを実行するための手段 (moyen) にはならない」と。つまり、言うは易く行なうは難しなのだ。すべきことを「指示」するだけなら誰でもできる。しかし、「それを実行するための手段」をどう見つけ、どう伝えるのか。このような反論の仕方は、18世紀ジュネーブの演劇論争という限定された背後関係を超えて、あらゆる議論の場で使えるだろう。これを仮に、「指示と手段のトポス」または「指示・手段論法」(argument par l'indication et le moyen) とでも呼んでおこう。『手紙』は、このような汎用性の高い論法の宝庫である。

その例をもう一つ挙げよう。先の引用箇所直後である。法律を作ること自体はさほど難しいことではないと前置きしてから、ルソーはこう述べている。

肝心なのは、その法律をその対象となる人民と、それが命じる事柄にふさわしいものにし、その調和によって自ずからそれが執行されるようにすることなのです。ソロンにならって、それ自体最善の法律ではなく、与えられた状況において人民が受け入れられる限りにおいて最善の法律を与えることなのです。そうでなければ、無秩序をそのままにしておくほうが、守られもしない法律によって無秩序を防ごうとしたり、無秩序に対抗しようとしたりするよりも、ずっとましなのです。なぜなら、守られない法律というものは、弊害を改めることにならないばかりか、法律の価値そのものを貶めるからです。(OC V, p. 61)

このように語るルソーの真意は、先と同じように、法律の無力を読者に信じ込ませることにある。つまり、悪習を取り締まるために法律を作ったところで「無駄」なのである。そもそも、アテナイの民主主義の土台を作っ

た天才的立法者である「ソロンにならって」法律を作ることなど誰ができる  
ようか。

ここでルソーが展開している議論の組み立ては以下のように一般化できる。

対論者：Yという問題が起こりそうだが、Xでその問題は解決できる。  
だから、Xを導入するべきだ。

論者：たしかに、Xそのものを導入するのは簡単だ。ただ、Xが実施  
される環境（または相手）の性質を考える必要がある。なぜなら、X  
がその効力を発揮するかどうかは環境（または相手）との組み合わせ  
次第だからだ。さらに、Xを導入するならば、（この分野では伝説的  
な人物として知られる）Zならそうするのと同じくらい完璧に、Xは  
環境（または相手）に適合している必要がある。そうでなければ、X  
そのものの価値が台なしになってしまうだろう。

要するに、「人を見て法を説け」ということであり、釈迦と同じくらい  
完璧に相手に合わせて法が説けないならやめておけ、さもなければ法その  
ものの価値を低めることになる、という理屈である。これほど無体な要求  
をされては誰も法など説けない。ルソーの巧みなところは、対論者の提案  
そのものを直接的に否定するのではなく、提案とそれが対象としている人  
や環境との組み合わせに論点をずらし、その上でその組み合わせの適否の  
水準をあり得ないほど高く設定していることだ。これを「組み合わせ論法」  
（argument par la combinaison）と呼ぼう。

（次稿に続く）